

事務事業番号 31220

根拠法令	地方税法、国税徴収法、地方自治法、民法、国税通則法、市税条例等									
実施方法	☒ 直営 ☐ 委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:									

事業概要説明シート

事務事業番号 31220

事務事業名		滞納整理事務				
事業開始年度		担当部署		財務部 納税課		
活動実績	活動指標もしくは成果指標		単位	H22年度	H23年度	H24年度(見込み)
	① 徴収率		%	94.8	95.3	95.4
	② 滞納金額		千円	3,209,272	2,831,412	2,570,484
	③ 督促・催告書の発送		件	219,730	212,168	204,742
単位当たりコスト (総事業費/活動指標)	① 徴収額(現年＋滞納繰越)/従事人数(1人当たりの徴収額)		百万円	2,664	2,654	2,692
	② 滞納金額 / 従事人数 (1人あたりの担当金数)		千円	147,214	128,701	111,760
	③ 事業費 / 発送件数		円	705	733	821
成果目標 (目標とする成果)		公平・公正を旨とし、税法等の適正な執行に努め、現年度課税分を優先徴収することにより滞納の早期解消と累積防止、滞納税額の縮減、納税意識の高揚を図っていく。				
比較参考値 (他自治体での事業の例など)		同様の事務は、実績として徴収率で数値化することが一般的である。本市における平成23年度の現年度分・滞納繰越分を合わせた徴収率は95.31%となった。これは、平成16年度から徴収担当が現年度課税分を優先徴収することにより、市税の徴収率全体の向上につながっているもので、平成16年度は大阪府下の政令市、町村を除いて徴収率の順位が「第16位」であったが、平成23年度に「第8位」となった。 (平成23年度の現年度分の徴収率:99.00%「大阪府下第2位」、滞納繰越分の徴収率22.71%「大阪府下第16位」) ※参考添付資料 「平成23年度 府内市税収入状況表」、「徴収率と税収の推移」				
特記事項		平成24年度より職員の専門性を高めると共に、公平かつ公正な徴収業務の執行体制の強化を図り、市税の徴収率の向上につなげるため「税徴収専門官」の設置を行っている。 また、税徴収専門官をトップとして「税徴収強化戦略会議」を立上げており、徴収率向上に向けた取組みを研究・策定し、市税徴収の専門研修を行うなど徴収実務担当者の今以上のレベルアップを図ることが課題である。				
一次点検における事業の今後の方向性及び具体的な今後の取り組み方策		現状のまま継続	平成23年度の活動内容を維持しつつ効率的かつ効果的に業務を遂行していく。			
一次評価結果		①職員人数と滞納率の関係を検討する必要性があるのでは ②議会の指摘への対応が必要では				
二次点検における事業の今後の方向性及び具体的な今後の取り組み方策		現状のまま継続	①職員1人あたりの滞納金額は、これまでの徴収努力により減ってきているが、現状以上の徴収率を確保するため、今後も現年度課税分の優先徴収を行うことで、滞納繰越の抑止に努め、より効率的かつ効果的に徴収業務を行っていく。 ②議会の指摘(市の未収金確保のため特別債権回収チームを拡充し、私債権も取り扱うべき)については、それぞれの所管原課で現年度分の徴収強化が必要であり、特別債権回収チームが主体となって指導、研修等を行うなど、職員の意識改革・能力向上を図り、徴収率の向上につなげていく。			